令和6年度野田市教育委員会重点施策

◎教育総務課

重点目標

- (1)教育委員会の活性化
- (2) 学校施設・設備の充実

具体的施策

- (1) 教育委員会の活性化
 - ①教育委員会会議活性化の検討
 - ・教育委員会会議を活性化するための取組を行う。
 - ②勉強会の開催、研修会への参加
 - ・テーマに沿った勉強会を開催し、また各種研修会へ参加することにより、教育 委員としての見識を高める。
 - ③教育機関の視察
 - ・教育機関の視察を行い、学校現場の様子や課題等を把握することにより、教育 委員としての見聞を広める。
- (2) 学校施設・設備の充実
 - ①野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設整備等の実施
 - ・野田市学校施設長寿命化計画に基づき、施設整備等を行うため、予防保全的な維持管理を重要視し、施設の基本情報、修繕等の工事履歴及び劣化状況等を正確に把握し、長寿命化に向けた施設整備に努める。
 - ・小中学校のトイレの洋式化については、児童生徒用トイレの洋式化率 100%を 目指し、計画的に行う。【令和6年度までに全小学校、令和8年度までに全中学 校終了予定】
 - ・障がいのある児童生徒に対応するため各小中学校と個別に協議を行い、学校生活 に支障がないよう改修を行う。

◎生涯学習課

重点目標

- (1) 生涯学習の充実
- (2) 鈴木貫太郎記念館の再建への取組
- (3) 史跡や文化財の保存と活用
- (4) 伝統文化の継承
- (5) 文化の発信と振興
- (6) 生物多様性自然再生の取組
- (7) 家庭教育学級の充実
- (8) 学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組
- (9) いじめ・虐待防止対策の推進
- (10) 生涯学習施設・設備の充実
- (11) 青少年の健全育成活動の推進
- (12) 青少年の非行・被害防止
- (13) 地域との連携の推進

具体的施策

- (1) 生涯学習の充実
 - ①生涯学習相談への対応
 - ・多様化する市民の学習意欲に応えるため、生涯学習課及び各公民館で学習情報や グループサークル情報を提供し、市民の学習機会の充実を図るとともに、生涯学習 を推進する。
 - ②学校支援ボランティア養成講座の開設
 - ・生涯学習振興の一環として、また、学校支援地域本部事業推進のため、地域の人材 が持つ知識や技術を学校・地域に還元してもらえるようボランティア養成講座を 開設し、地域活動への参加を促す。
 - ③高齢者向けスマホの使い方講座の開催
 - ・高齢者のスマートフォンを利用した情報の収集及び伝達の手段の拡充を図るため、 十分に使い方がわからない、65歳以上の市民に対し、スマートフォンの使い方の 講座を開催する。
 - ④市民提案による中央公民館事業の実施
 - ・個人が持つ知識や経験を生かし、その知識等に興味を示す市民への還元のため、 公民館で実施する講座や催しに対しての企画を提案していただき、公民館とともに 地域の活性化と地域で活動する団体の育成を図る。
- (2) 鈴木貫太郎記念館の再建への取組

- ①鈴木貫太郎記念館建設準備担当とともに、鈴木貫太郎記念館の再建に向けた取組
- ・臨時休館中の鈴木貫太郎記念館の再建について、鈴木貫太郎記念館建設準備担当と ともに、建設資金の財源確保に取り組む。
- ②現鈴木貫太郎記念館の所蔵資料の修復
- ・鈴木貫太郎記念館の資料は、長年の展示などにより経年劣化が見られることから、 計画的に資料修繕を実施する。
- (3) 史跡や文化財の保存と活用
 - ①文化財出前授業の実施
 - ・小学生を対象に、野田市の歴史について講義と体験を通して学ぶ機会としての出前 授業を実施し、文化財についての正しい理解を深めるとともに、文化財への興味・ 関心を高める。
 - ②文化財保存活用地域計画の作成
 - ・文化財保護法の改正(H31年4月)に伴い、地域における文化財の計画的な保存 ・活用の推進等の指針とするため、「野田市文化財保存活用地域計画」を作成する。
- (4) 伝統文化の継承
 - ①民俗芸能のつどいの開催
 - ・市内に伝わる民俗芸能の保存、後継者の育成及び公開のため、「野田市民俗芸能の つどい」を開催する。
- (5) 文化の発信と振興
 - ①文化祭などの事業実施の推進
 - ・野田市、野田市教育委員会及び野田市文化団体協議会の共催とし、実行委員会を 組織して文化祭を開催することにより、市民の文化・芸術活動を奨励するとともに 生涯学習の推進を図る。
 - ②絵画展示事業の実施
 - ・市民が芸術に触れ合い情操を豊かにすることを目的に、野田美術会会員の優れた 作品を市役所エレベータホール及び展望ロビーに展示する。また、市内小中学生の こども県展優秀作品を「子ども美術展」として中央公民館等に展示する。
- (6) 生物多様性自然再生の取組
 - ①公民館及び生涯学習センターにおける環境教育学習の推進
 - ・公民館及び生涯学習センターにおいて、児童生徒が自然と関わり、生き物との つながりを意識し、生き物に積極的に関わっていくことができるようになることを 目指し、江川地区でのフィールドワークや環境教育講座を実施する。
- (7) 家庭教育学級の充実
 - ①公民館における連続講座の開設

- ・保護者が、子供の心身の発達や子供たちを取り巻く様々な問題を理解し、家庭教育 の必要性と親子の関わり方を学ぶ機会として、公民館において連続講座を実施する。
- ②学校での出前講座の開催
- ・家庭教育学級参加の機会を拡大するため、就学時健康診断や入学説明会などの機会 をとらえ、学校会場で講座を実施する。
- (8) 学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組
 - ①関係課と連携した訪問型も含めた家庭教育支援事業の実施
 - ・県の補助事業「家庭教育支援チーム設置推進事業」を導入し、子育て中の親子の 居場所づくりを提供する「みんなのすくすくひろば」や、児童と保護者を対象とした 事業で親子参加型講座を開設し、親子のふれあいや絆を深め、他の親子と交流を図る。 また、家庭教育の充実を目的に、公民館における連続講座及び学校での出前講座と して家庭教育学級を実施するとともに、福祉や学校教育の関係機関と協力しながら、 孤立しがちな親や困難を抱える親とつながり、家庭教育支援事業の情報を提供して いく家庭教育相談を実施する。

②子ども未来教室の開設

- ・基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるため、市内公立 中学生に英語と数学を中心に学習支援を行う。更に、授業への理解の差が目立って くる小学校3年生も対象に国語と算数の学習支援を行う。
- (9) いじめ・虐待防止対策の推進
 - ①公民館長と地域の方々との懇談会の開催
 - ・児童虐待事件に係る再発防止策の一つとして、虐待情報を積極的に収集するため、 各地区の公民館長が地域の自治会長等と懇談会を開催する。
 - ②公民館講座等における虐待防止の啓発
 - ・子育て中の孤独感を払拭し、子育ての悩みや疑問、不安の解消を図るとともに、 家庭教育の必要性と親子の関わり方を学ぶ機会として、家庭教育学級の公民館に おける連続講座及び学校での出前講座を実施するほか、子育て中の親子の居場所 づくりを提供する「みんなのすくすくひろば」を公民館で開設する。
- (10) 生涯学習施設・設備の充実
 - ①野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づく施設の機能維持等の実施
 - ・野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づき、施設の機能維持等を行うため、 文化会館、欅のホール及び公民館等を長期間の使用ができるよう、施設や設備の 法定点検、定期点検、日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、迅速に 対応する。
- (11) 青少年の健全育成活動の推進

- ①青少年育成活動の継続実施及び市民への周知
- ・次世代を担う子供たちが健やかに成長するよう、青少年健全育成団体と協力しながら、各種イベントを実施するとともに、市民への周知を図る。
- ②青少年健全育成団体との連携及び支援
- ・青少年の健全育成に携わる団体が、その活動をスムーズに展開できるよう補助金 を交付するほか、活動場所の提供、活動支援を行う。
- ③青少年健全育成団体間での情報交換の促進
- ・中学校区内の育成団体等が情報交換や各団体の事業調整、連携が図られるよう 地区別懇談会を開催する。

(12) 青少年の非行・被害防止

- ①街頭補導の実施
- ・安全安心な社会環境実現のため、青少年センターの社会教育指導員及び青少年 補導員らにより、子供たちの見守りパトロールを行う。合同街頭補導を始め 市内で実施されるイベントや県下一斉に実施する街頭補導において、「愛のひと こえ」を掛けながら、非行防止・健全育成や不審者対策等に努める。
- ②子ども安全情報のメール配信及び登録者の加入促進
- ・不審者から子供たちを守るため、学校や保護者からの不審者情報をメール配信して共有し、家庭・地域・学校が連携して児童生徒を犯罪から守る。
- ③情報モラルに関する啓発活動の強化
- ・子供たちがインターネットやスマートフォンを安全に正しく使うための講習会を 開催し、フィルタリング等による監視・制限を行うことでネット利用環境を整え、 安全に利用するための危機管理意識を高める。

(13) 地域との連携の推進

- ①オープンサタデークラブの充実
- ・学校が休業日となる第1、第3土曜日に地域の教育力を活用した課外活動を行う ことにより、子供たちに体験を通じて「豊かな人間性の育成とともに規範意識を 育む」場を創出する。
- ②地域における健全育成活動の推進
- ・挨拶を地域全体に広め、明るく健全な地域社会になるよう、地区別懇談会や あおい空運動との協働により、地域住民の絆を深め、地域全体で子供たちの成長 を支える。
- ③いじめ・虐待を見過ごさない地域社会づくりの推進
- ・児童虐待を見過ごさず、地域全体で子供を見守る社会環境を整え、早期発見、 早期対処につなげる。

◎興風図書館

重点目標

- (1) 図書館機能の充実
- (2) 生物多様性自然再生の取組

具体的施策

- (1) 図書館機能の充実
 - ①図書館資料及び設備の充実
 - ・生涯にわたる学習意欲を高めるための礎となるよう、図書館資料及び設備の充実 を図る。
 - ②情報提供機能の充実
 - ・レファレンスサービスやインターネットを利用したパソコンや携帯電話からの 図書館資料の検索や予約サービスを充実させる。

更に、従来のハンディキャップサービスに加え、電子図書館の運営により「読書 バリアフリー」の実現を図る。

- ③読書普及活動の推進
- ・図書館講座やブックスタート事業等の読書普及活動を実施して図書館利用の促進を図る。
- ④学校(図書館)と連携した読書活動の推進
- ・学校からの要請に基づいて興風図書館の司書が学校へ出向き、学校職員や学校 図書館のボランティアへの指導・助言を行うほか、要請の有無に関わらず、 指導課と協力して学校現場の状況を確認し、読書推進の前提となる適切な蔵書 管理への助言などの支援を行う。

また、学校を対象とした団体貸出しにおいて、学校の要望を受けて、授業等で必要な図書館資料を職員が選択し貸出しを行い、学校図書館の運営支援を行う。 更に、図書館と学校が連携し、子供たちの「情報を活用する力」を育てるとともに、図書館の利用促進を図る取組を実施する。

- ⑤民間活力を生かした図書館サービスの充実
- ・民間活力を生かし図書館サービスの充実に努める。
- ⑥関宿地域の小中学校の図書館機能の充実
- ・関宿地域の小中学校の児童生徒等への読書を推進するため、興風図書館と指導課 との協働により、関宿地域の小中学校児童生徒等への読書推進業務を実施する。
- ⑦児童センターと連携した読書活動の推進
- ・野田市立児童センターの図書コーナーに、興風図書館の司書が専門的知見に 基づき選書した本を配架し、児童センターと興風図書館が密に連絡を取りながら

児童センターの図書の利用促進を図り、子供たちのニーズに合わせた読書活動を推進する。

(2) 生物多様性自然再生の取組

- ①図書館ホームページ内の生物多様性 こうのとりライブラリィの充実
- ・図書館ホームページの生物多様性 こうのとりライブラリィにおいて、野田市の 生物多様性の取組について紹介し、また、より深く知っていただくため、図書館 の生物多様性に係る蔵書資料を紹介する。
- ②興風図書館内の生物多様性コーナーの充実
- ・興風図書館内に生物多様性コーナーを開設し、野田市が行っている生物多様性に ついての取組について紹介し、あわせて、生物多様性に関する資料を展示、配架 する。

◎学校教育課

重点目標

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 健やかな体の育成
- (3) 安全安心な学校(園) づくり
- (4)業務改善
- (5) 生物多様性自然再生の取組

具体的施策

- (1)確かな学力の向上
 - ①サポートティーチャーの配置事業
 - ・小中学校にサポートティーチャーを配置することにより、担任や教科担任を含めて複数で指導に当たり、個々に応じたきめの細かい指導を行うことで、学力の向上を図る。
 - ②小中学校教職員の適正な人事異動と配置
 - ・組織の活性化、人材の育成、特色ある教育の実現に向け、全体のバランスを考え ながら、本人の意向も尊重しつつ適材適所の配置を行う。
- (2) 健やかな体の育成
 - ①学校保健教育の指導・支援
 - ・野田市歯科医師会と協力して「歯と口の健康週間」を実施する。啓発用ポスター、 絵画、標語を募集、選定し、歯の健康優秀児童生徒とともに表彰を行い、口腔 保健の推進を図る。
 - ・児童生徒を対象に歯科検診を実施し、要観察歯又は歯周疾患要観察者は年度後期に再度検診を実施する。
 - ②生活習慣病対策の推進
 - ・小児期における生活習慣病対策を実施する。
 - (ア) 定期健康診断の結果から肥満度を測定し、軽中高度の肥満児童生徒希望者に 「すこやかノート」を使用して保健指導を行う。
 - (イ) 小4から小6までの希望者で7月下旬にサマースクールを実施する。 生活習慣病予防対策として、食事指導、栄養指導、保健指導、運動指導、 健康相談を行う。
 - (ウ) 小4の希望者を対象とした生活習慣病健診を実施する。
 - 判定結果が I 要医学的管理、Ⅱ 要経過観察、Ⅲ 要生活指導のいずれかであった児童で保健指導を行っていない児童には、改めて保健指導を推奨する。

(エ) 市内幼稚園・保育所等に在園児の肥満度調査を行い、市内における経年の 肥満状況を把握し、予防対策等を検討する。

③薬物乱用防止教育の充実

- ・国の第六次薬物乱用防止五か年戦略に基づき、全ての中学校で年1回以上薬物 乱用防止教室を開催する。
- ・薬物乱用防止のための啓発活動として、薬物乱用防止標語の出品を通じて児童 生徒が薬物について考える機会を創出する。

④食育の推進

- ・学校給食を活用した食育の推進を図る。6月19日の食育の日及びちばの食育月間の11月19日を「のだの恵みを味わう給食の日」として、市内統一で野田市の特産物を利用した献立の日に指定し、地産地消及び食育推進について周知する。
- ・全小中学校が「食に関する指導の全体計画・年間計画」を作成し、職員の共通 理解を図る。
- ・各小中学校の保健体育の授業において、栄養教諭・学校栄養職員が参加した食に 関する学習や授業を行う。

⑤安全安心な給食の提供

- ・野田市学校給食食物アレルギー対応マニュアルにより、安全を最優先とした対応 方法及び対応内容を徹底し、食物アレルギーを有する児童生徒にも可能な限り 給食を提供する。
- ・衛生管理研究会を市内各校で実施し、衛生管理面の改善を行う。また、納品食材 の細菌検査を実施し、衛生管理状況を確認する。
- ・野田市学校給食異物混入防止マニュアルを遵守し、全教職員及び調理従事者が 異物混入防止に努め、異物混入が確認された場合には適切かつ速やかに対応する とともに、教育委員会へ報告する。

⑥給食費滯納の解消

- ・入学時等に給食申込書を提出してもらうことにより、安全安心な給食の提供と 給食費の納入を相互に約束するとともに、給食費徴収の公平性を保護者に周知 する。
- ・未納者への督促として、催告書の発送及び臨戸徴収等により未納者の実態把握 及び納付促進に努める。
- ・保護者から児童手当申出書の提出を受け、市で支給する児童手当から、直接、 給食費として徴収する。
- ・滞納抑止効果及び未収金の回収を効率的に行うため、高額滞納者の一部の督促を 法律事務所に委託する。

- ⑦給食費の保護者負担軽減策(第3子以降の学校給食費無償化事業及び野田産米 補助事業)
- ・学校給食費の食材に係る費用は保護者負担を原則としつつも、多子世帯の子育て に対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の義務教育期間における学校 給食費について、千葉県の公立学校給食費無償化支援事業を活用して無償化する。
- ・地産地消の推進と子供たちの郷土意識の育成や地元の農業振興にもつなげるため、 学校給食に野田産米を使用し、その購入費を市が補助することで保護者負担を 軽減する。令和5年度から市の補助率を100%に引き上げ、保護者負担の更なる 軽減を図るとともに食材の安定的な確保と給食水準の維持向上を図る。
- ・食材料費が高騰する中、安全安心で美味しい給食を提供していくため、令和6年度から給食費を改定し1食当たり小学校25円、中学校30円を増額するが、改定分を全て市が補助することにより、物価高騰に苦しむ保護者の負担を軽減する。また、食物アレルギーや宗教上の理由等により、学校給食を喫食せず弁当を持参している世帯に対しても同様に補助を実施する。

⑧学校給食施設の老朽化対策

- ・経年による老朽化の進行が特に著しい野田市学校給食センター、東部小学校及び 南部小学校の3施設について、順次整備を進める。
- (ア) 野田市学校給食センターは、令和8年度の稼働開始を目標として新築する。 既存の3,500 食に加えて、単独校の給食施設更新時等の代替提供機能を持た せるため5,000 食規模とし、新たに市内全校への米飯炊飯設備を整備すると ともに、アレルギー食提供設備や空調設備等を整備する。令和6年度は実施 設計の後、工事着工に向けて事業を進める。
- (イ) 東部小学校は、東部中学校との親子給食方式で整備する。令和6年度は東部 小学校配膳室及び東部中学校給食室の改修を行う。
- (ウ) 南部小学校は、給食室を建替える計画として、令和6年度は配膳室及び給食室の設計を行う。建替え期間中は給食センターから給食の提供を受ける。

(3) 安全安心な学校(園) づくり

- ①教職員による不祥事根絶への取組
- ・校長会、教頭会、教務主任部会、生徒指導連絡協議会及び各校から選出された モラールアップ委員会の代表者による代表者会議を開催する。会議では、各校の 不祥事根絶及びモラールアップ研修についての実践報告や情報交換を行うとともに、 東葛飾地区モラールアッププロジェクト委員会の会議に参加して他市の活動との 比較検討や情報交換を行い、各校にフィードバックすることで市内全校のモラール アップを図る。

- ・学校教育課による不祥事の原因分析及び防止対策を基に、映像を含む研修資料を 各校に配付し、管理主事を講師として不祥事根絶研修を実施する。
- ・校長会・教頭会において、学校教育部長及び学校教育課長等から不祥事根絶の ための注意喚起を行う。
- ②いじめ・虐待防止に向けた教職員の研修等の充実
- ・校長会及び教頭会、小中合同研修会において、いじめや虐待案件に対する対応に ついての研修の充実を図る。
- ③特別支援学級・通級指導教室の充実
- ・児童生徒のニーズに合わせた対応が可能となるよう、特別支援学級及び通級指導 教室へ適切な職員を配置する。令和6年度は、中学校1校の通級指導教室の新規 開設を図る。
- ④児童生徒支援員(通常学級及び特別支援学級)の配置
- ・通常学級において、特別な教育的配慮の必要な児童生徒に対する安全の確保及び 生活学習上のサポートをきめ細かく行うため、児童生徒支援員(通常学級)を 配置する。また、特別支援学級に就学している児童生徒一人一人の状況に合わせ、 きめ細かな指導を行うため、学級担任の補助を行う児童生徒支援員(特別支援 学級)を配置する。
- ⑤要・準要保護及び特別支援学級児童生徒への就学援助
 - ・経済的な理由により学用品費や給食費等の支払が困難な家庭に援助を実施する。 令和5年度に引き続き認定基準を生活保護収入基準の 1.6 倍に拡大し、経済的 困窮世帯を支援する。

(4)業務改善

- ①学級事務支援員の配置
- ・授業時間数の増加や保護者のニーズの多様化により、学校の教員の多忙化は年々厳しい状況にあり、教員の時間外勤務時間の増加が問題視されている。そのような状況を受け、教員の事務負担の軽減と、教員が子供と向き合う時間を確保するため、教員が行う事務を補助する「学級事務支援員」を配置する。
- ②労働安全衛生管理体制の充実
- ・年2回、労働安全衛生委員会を開催し、労働安全衛生に関する研修や各学校で 取り組んでいる労働安全衛生に関する内容について情報交換を行っている。また、 ストレスチェック結果の集団分析について、集団分析の見方や活用方法等の研修 を行う。
- ・メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ一次予防を目的として県費職員に対する ストレスチェックを実施する。

③学校組織の時間管理の取組

- ・打刻アプリによる出退勤システムにより、学校管理職が教職員の勤務時間を管理 できる環境を整備する。
- ・学校は、時間外勤務の状況を把握し、時間外超過の職員が出ないよう取り組む とともに、時間外超過の職員の状況を教育委員会に報告する。
- ・11月を多忙化解消月間として、市内学校で時間外勤務の縮減に取り組む。
- ・夏季休業中における閉庁日を設定する。
- ・部活動ガイドラインに基づいて、部活動を実施する。

(5) 生物多様性自然再生の取組

- ①学校給食における黒酢米 (減農薬・減化学肥料) の啓発事業
- ・保護者対象の試食会において、黒酢米・江川米に関するクイズ大会の実施や、 黒酢米の試食品プレゼント、玄米黒酢農法のパンフレット配付等を実施すると ともに、各校の献立表や食育便り等で、学校給食に黒酢米・江川米を使用して いることについて周知し、生物多様性自然再生の取組について啓発を進める。

○指導課

重点目標

- (1)確かな学力の向上
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) ICT 活用の推進
- (5) いじめ・虐待防止対策の推進
- (6) 安全安心な学校づくり
- (7) 地域との連携の推進

具体的施策

- (1) 確かな学力の向上
 - ①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開
 - ・授業の中で、ユニバーサルデザインの視点である情報提示、環境整備、学級集団 づくりを基に、個に応じた支援の手立てが学級全体に効果のあるものとして保障 されることを目指し、全ての児童生徒にとって分かる授業づくりを進める。
 - ②個に応じた特別支援教育の推進
 - ・必要に応じて個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を図る。
 - ・切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談を行うとともに交流及び共同学習の推進を図る。
 - ③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に向け、教職員の指導力向上と授業改善を図るために研究指定校を中心に主体的研究・研修を推進する。
 - ④家庭学習を含めた学習習慣の定着
 - ・自ら課題を発見し、その課題を主体的に追求することができる児童生徒の育成を 目指す。
 - ⑤幼保こ小及び小中学校連携の推進
 - ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携の具体化を図るとともに、 小中学校の異校種間交流を通した、より一貫した指導の充実に努める。
 - ⑥読書・学習・情報センターとしての学校図書館の積極的活用と興風図書館等との 連携
 - ・興風図書館、学校図書館支援員及び地域教育コーディネーター等との連携の下に、 学校図書館の環境面における充実化を図る。様々な教科において調べたり、知識 理解を深めたりする場として学校図書館の活用を推進する。

また、興風図書館等と団体貸出しや図書館を使った調べる学習コンクール等に

おける利用に基づく連携により、児童生徒の読書活動の推進を図る。

(7)野田市英語教育推進プロジェクトの充実

- ・小中合同研修事業-学習指導要領に対応した小学校教員・中学校教員向けの研修 を実施し、教員の外国語教育指導力の向上を図る。
- ・中学校教員研修事業-学習指導要領に対応した中学校英語科教員向けの研修を 実施し、教員の外国語教育指導力の向上を図る。
- ・小学校異国文化体験事業-外部の外国語指導助手(ALT)による出身国の文化 の紹介や児童との交流を通して、児童が外国と日本の共通点や違いを認識し、 異文化理解を深める。市内3校で実施。

(2) 豊かな心の育成

①道徳科の授業を要とした道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」の実施-週1回行われている道徳の授業の中で、「命の 尊さ」「公正、公平、社会正義」「個性の伸長」「国際理解、国際親善」など 小学校19から22、中学校22の内容項目に関わる授業を実施する。
- ・道徳教育の推進ー学校教育全般において、自分を大切にすることや他人を尊重 することを繰り返し指導し、差別や偏見がなく、思いやりを持った児童生徒を 育成する。

②国や郷土の伝統や文化、生物多様性を学ぶ機会の充実

- ・道徳科の内容項目の一つとして、あるいは社会科や生活科、総合的な学習の時間 の伝統行事や郷土芸能に関する学習において、伝統や文化を尊重する態度を養う。 主に理科や生活科の生物の単元において、生物多様性について学ぶ機会を設ける。
- ③学校支援地域本部事業の機能を活かした、郷土の偉人に関する資料の充実
- ・地域教育コーディネーターを活用し、郷土の偉人に関する資料等の情報収集を 行う。

④豊かな人間関係づくりを核にした学級経営の充実

- ・特別活動の年間計画に位置付け、豊かな人間関係づくり実践プログラムなどを 通して、発達の段階に応じた人間関係づくりに必要な基本的な力を身に付けさせ、 周りの立場になって考察する「思いやり」の心を育むことを推進する。
- ・毎日の帰りの会等での話し合い活動を通して、一人一人に自己存在感を感じさせ つながりのある人間関係を形成する。

⑤学校人権教育の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の教育を多面的・多角的に行う。
- ・いじめや不登校などの解決を図るための相談体制を充実させる。
- ・教職員の人権意識を高揚させ、人権教育における指導者を育成する。

(3) 健やかな体の育成

- ①体育科授業を核にした体力向上と健康の保持増進
- ・校内研修会での指導助言を通して、体力向上につながる授業の改善を図る。小中学校体育連盟の研修会において、より効果的な指導方法を学び、指導力の向上に努める。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査のデータを基に、野田市の児童生徒の実態 を把握し、野田市教育研究会・体育主任研修会を通して、体力向上及び生活習慣 の育成について、周知を図る。
- ②規則正しい生活習慣の確立
- ・望ましい生活習慣について、運動、食事、睡眠から考え、基本的な生活習慣が 身に付くように、学校・家庭で「早寝早起き朝ごはん」を推奨する。
- ③食育の推進
- ・栄養教諭・学校栄養職員による食に関する授業の推進を図る。
- ・学校便りや給食便り等の活用を推進し、家庭への啓発を促す。
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や、「学校給食実施状況調査」「食生活 アンケート」による朝食摂取の分析を行う。

(4) ICT 活用の推進

- ①ICT の有効活用に向けた環境整備の推進
- ・一人一台端末の整備や通信ネットワークの強化・改善、遠隔学習用周辺機器の 配置、充電保管庫の設置などを実施し、GIGA スクール構想の実現に向けて環境 整備を行う。
- ②一人一台端末を有効に活用した授業改善
- ・GIGA スクール構想の実現に向けて、本市が独自で取り組んでいる NICT (ニクティ) プロジェクトを中心に、教職員の ICT 活用能力育成と児童生徒の活用を進める。
- ③ICT の活用による教職員の業務改善
- ・校務支援システムの活用やGIGAスクール構想により使用できるようになった機能 を積極的に活用することで、業務改善を図る。
- ④ICT を活用した小中連携、学校支援地域本部事業の推進
- ・NICT(ニクティ)プロジェクトの一環として、小中学校や東京理科大学等と連携をして、情報交換や研修、授業支援を行う。
- (5) いじめ・虐待防止対策の推進
 - ①子ども家庭総合支援課との連携強化
 - ・学校や保護者、地域等から虐待やいじめ等の情報に対して、指導課と子ども家庭 総合支援課と連携をし、未然防止及び早期発見・早期解決につなげる。

- ②児童虐待防止対応マニュアルの見直しと研修の促進
- ・子供をあらゆる虐待から守るために、本市の学校における児童虐待への対応力と 関係機関との連携力を強化する。
- ③教育委員会アドバイザー、スクールロイヤーを活用した法的マインドの醸成
- ・教育委員会アドバイザー及びスクールロイヤーを設置し、保護者に対する法的 マインドでの対応を目的とする。

(6) 安全安心な学校づくり

- ①各種マニュアルの見直し
- ・学校安全計画、危機管理マニュアル、安全マップの見直しと防災教育の充実及び 児童生徒を交通事故から守るために、関係機関、団体等が連携した通学時の安全 対策を総合的に推進するなど、交通事故の防止を図り、安全安心な学校づくりを 進める。
- ②相談しやすい各種教育相談体制の構築
- ・切れ目のない支援体制作り、多様な学びの場の提供-特別支援学級と通常学級や 小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図る。スクールカウンセ ラーやひばり教育相談、子どもの発達相談室、福祉・医療関係機関等との連携や 協力による望ましい教育的支援を実施する。幼稚園・保育所・認定こども園・ 小学校・中学校の連携、小中学校の異校種間交流を通したより一貫した指導の 充実に努める。
- ・特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談-子供たちの就学に関し、一人一人 の発達や心身の状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすための配慮や支援、 適切な教育の場について、丁寧に相談を行う。
- ③長欠・不登校児童生徒への組織的な支援
- ・個々の児童生徒の成長や発達を支援する観点を持ち、担任一人が抱え込むことがないように、校内では校長のリーダーシップの下、教頭、長欠担当者、教育相談担当者、学級担任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭がチームとして対応していく。ケース会議を開き、校内だけでは対応が難しい場合、その対応にひばり教育相談、訪問相談担当教員等の外部機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等につなぎ、協働体制をとって支援する。
- ・ひばり教育相談において、児童生徒・保護者・教員を対象に教育相談や学校への 入口の支援を行い、市内小中学校の長欠・不登校児童生徒へ働きかける。 ひばり教育相談と小中学校教職員、県スクールカウンセラーが連携し、不登校 児童生徒が社会的自立に向かうよう支援を行う。小中学校教職員が、研修や市 カウンセラーの助言を通して、長欠・不登校児童生徒に対する適切な支援方法を

身に付け、実践することにより、長欠・不登校の未然防止や解決を図る。教育 支援センターひばりにおいて、学習支援や集団活動を通して不登校児童生徒の 自信の回復を図り、学校復帰や社会的自立に向かうよう支援を行う。

④ガイドラインに則った効果的な部活動指導

・運用状況調査をおこない、部活動ガイドラインの活用状況を把握し、児童生徒に とって喜びを味わわせ、豊かな人間関係を築き上げるとともに、顧問教員が一層 のやりがいを感じ、家庭や地域社会から信頼される指導を展開していけるよう 改善を図る。

(7) 地域との連携の推進

- ①学校支援地域本部事業、東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の推進
- ・学校支援地域本部事業-市内11中学校区ごとに設置した学校支援地域本部を中心に、学校のニーズに応じ、学校とボランティアとの連絡調整をする地域教育コーディネーターを配置するとともに、中学校区全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
- ・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業 野田市の子供たちの「確かな学力」の基礎となる興味関心の向上及びそのための教員の資質・能力の向上を図る。

②キャリア教育の推進

・児童生徒が働くことの喜びや大切さを学ぶことを通して、望ましい勤労観、 職業観を身に付けさせるとともに、社会の規律やマナーを学ぶ。

③地域人材・地域資源の活用

・地域の優れた人材の持つ教育力を積極的に活用し、特色ある教育活動を展開する。 また、武道指導を通して、より安全で充実した授業を展開する中で伝統的な活動 や礼儀作法等を身に付けさせ、人間性豊かな生徒の育成を図る。更に、小学校 外国語活動を通して、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ると ともに、外国の文化や習慣を学ぶ機会を設ける。

④生物多様性自然再生などの環境教育の推進

- ・環境教育の推進 児童生徒が自然と関わり、生き物とのつながりを意識し、生き物に積極的に関わっていくことができるようになることを目指して、野田市を身近なものとして紹介する。また、中学生がカーボンニュートラルについて学び、環境問題に関心を持つきっかけとするため、事業者による市内中学校へ出前授業を推進する。
- ・小中学校理科副教本の活用-自然観察学習等において「しらべてみよう野田の 自然」を積極的に活用し、野田の自然について実感を伴った理解の促進を図る。

- ⑤コミュニティ・スクール導入に向けた準備
- ・「社会に開かれた教育課程の実現」のために、「地域とともにある学校づくり」を 更に推進する。
- ⑥土曜授業を含めた土曜日の効果的活用の検討
- ・土曜授業については児童生徒の心理的安定を醸成し学校生活を充実させるために、「学校は地域社会と共にある」ことを意識し、土曜ならではの、地域や保護者等に開かれた授業を教育課程内で行うことにより、児童生徒の活動を直接、地域や保護者に称賛される機会とする。